

1 者応札・応募の要因分析と改善方策

平成21年7月

日本学術振興会

「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）を踏まえ、当法人では、随意契約見直し計画に沿って、原則として一般競争入札等によることとし、それが困難な場合に限り、企画競争などの競争性のある随意契約とすることとしている。

しかしながら、一般競争入札に移行したものの1者応札となっている事例もみられる。

1. 1 者応札・応募の要因

日本学術振興会の平成20年度一般競争契約（83件）における1者応札（13件）の割合は、一般競争契約全体の16%である。

応札者が1者だった理由としては、本会では、従来、入札の公告方法が掲示板公告のみであったため、限られた者にしか入札情報が届かなかったことが考えられる。

また、複数者が入札説明会に出席したり、仕様書等を取り寄せたりして調達内容に関心を示したものの、1者応札となったものについては、競争参加要件として必要以上の実績要件や資格要件を求めていたり、あるいは公告等の期間が短かったことなども要因と思われる。

2. 改善方策

上記1者応札・応募の要因を踏まえ、本会では競争性を増すための方策として、以下の措置を講ずる。

改善策1：入札情報の工夫

平成20年10月の入札公告案件より本会のHP上で入札公告を掲載し、また、平成21年2月より文部科学省のHPに本会のHPへのリンクを掲載し、入札情報の提供範囲の拡大に努めている。

改善策２：十分な公告等期間の確保

一般競争入札案件の公告等の期間は、本会契約規則により、原則１０日以上（政府調達協定の対象となるものは原則５０日以上）となっており、国の基準と同じ公告等の期間を設定し、適切な期間を確保している。平成２１年度からは、より競争性を確保するための措置として、競争参加者から企画提案書を提出させる総合評価落札方式及び企画競争について、原則として２０日以上公告等の期間を確保することとしている。

総合評価落札方式や企画競争以外の契約についても、少しでも公告等の期間が長く確保できるよう努めている。

また、公告等の期間の確保だけでなく、十分な履行期間を確保するためにも、契約事務の早期着手に努めている。

改善策３：競争参加要件の見直しに関する周知徹底等

競争参加要件については、調達目的を確実に達成するための必要最小限のものとするよう調達請求部課へ周知している。

仕様書の策定に当たっては、業務内容を具体的にわかりやすく書き、特定の者が有利になることのないよう、また、入札説明会などを可能な限り実施し、業務内容に対する競争参加者の理解度を高めるよう努める。